

常磐大学・常磐短期大学における学生の旧姓および通称名使用の取扱い等に関する規程

制 定 2022年8月26日 教学会議

(目的)

第1条 この規程は、常磐大学・常磐短期大学（以下「本学」という。）における学生の旧姓および通称名（以下「通称名等」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

(通称名等を使用できる場合)

第2条 通称名等を使用できる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 婚姻等により戸籍上の姓を変更した学生が旧姓を使用する場合
- 2 戸籍に記載された氏名を変更していない学生が性別違和および性自認の不一致を理由として通称名等を使用する場合
- 3 外国籍の学生が住民票に記載されている通称名を使用する場合
- 4 その他戸籍または住民票（以下「戸籍等」という。）上の氏名を使用することが困難であると学長が認める場合

(通称名等使用文書等)

第3条 通称名等が使用できる文書等は、第4条に規定する以外の文書等とする。

(戸籍等上の氏名使用文書等)

第4条 戸籍等上の氏名を使用する文書等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 学位記
- 2 債権関係書類（授業料・入学料等）
- 3 支払関係書類（旅費・謝金）
- 4 教育職員免許状申請書類
- 5 国家資格を得るために国もしくは地方公共団体またはそれらの委託を受けた団体が行う試験の出願書類
- 6 法令等の定めにより、戸籍等上の氏名を使用することとされる文書等
- 7 その他通称名等を使用することが困難であると学長が判断するもの

(通称名等使用願)

第5条 通称名等の使用を希望する学生は、通称名等使用願（様式第1号）に確認書類を添えて、所属する学部（短期大学にあつては学科）または研究科の長（以下「学部長等」という。）を経て学長に願出する。

(通称名等使用許可)

第6条 学長は、通称名等の使用を認めた場合は、通称名等使用許可通知書（様式第2号）により、学部長等を経て当該学生に通知する。

- ② 学長は、通称名等の使用を許可するにあたり、必要に応じ、学内関係機関に意見を求めるものとする。
- ③ 学長は、願出の内容に虚偽があつた場合は、許可を取り消すことができる。

(通称名等使用中止願)

第7条 通称名等を使用している学生が、通称名等の使用を中止する場合、通称名等使用中止願(様式第3号)により、学部長等を経て学長に願い出る。

(通称名等使用中止許可)

第8条 学長は、通称名等の使用中止を認めた場合は、通称名等使用中止許可通知書(様式第4号)により、学部長等を経て当該学生に通知する。

(記録)

第9条 通称名等の使用または中止を認めた場合は、その旨を本学事務基幹システムに登録する。

(学位記への通称名等の併記)

第10条 第3条および第4条の規定にかかわらず、通称名等を使用する学生から、学位記記載氏名併記届(様式第5号)により、学部長等を経て学長に届出があった場合には、学位記に戸籍等上の氏名と通称名等とを併記することができる。

(卒業等後の取扱い)

第11条 卒業、修了または退学時に通称名等を使用していた学生に係る文書等(第4条に規定するものを除く。)の氏名については、卒業、修了または退学後も同様に扱うものとする。

(通称名等を使用していることの証明)

第12条 通称名等を使用する学生から申し出があった場合は、本学において通称名等の使用を認めている旨を記載した文書(様式第6号)を交付するものとする。

② 通称名等と戸籍等上の氏名との同一性の証明については、当該学生の自己の責任において行うものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、学生の通称名等使用の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、学生支援センターが行う。

附 則

- 1 この規程の改廃は、教学会議構成員の過半数の賛成を必要とする。
- 2 この規程は、2022年8月26日から施行する。